

株主各位

第64期定時株主総会その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社オーケーエム

※上記の内容につきましては、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、
当社ウェブサイト等に掲載する方法により株主の皆様にご提供しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	8,744,524	流動負債	2,298,227
現金及び預金	2,055,771	支払手形及び買掛金	434,703
売掛金	1,526,350	電子記録債務	638,041
契約資産	458	短期借入金	100,000
電子記録債権	1,940,635	1年内返済予定の長期借入金	216,430
商品及び製品	442,513	リース債務	3,231
仕掛品	578,214	未払金	260,352
原材料及び貯蔵品	2,065,058	未払費用	143,352
未収消費税等	34,515	未払法人税等	96,982
その他	104,426	契約負債	6,480
貸倒引当金	△3,419	賞与引当金	227,292
		製品保証引当金	140,753
		その他	30,605
		固定負債	553,016
固定資産	4,419,286	長期借入金	481,351
有形固定資産	3,823,832	リース債務	1,905
建物及び構築物	2,536,026	長期未払金	19,460
機械装置及び運搬具	382,987	繰延税金負債	7,393
工具、器具及び備品	139,635	資産除去債務	42,550
土地	730,340	その他	355
リース資産	297		
建設仮勘定	34,545	負債合計	2,851,243
無形固定資産	137,307	(純 資 産 の 部)	
リース資産	4,389	株主資本	9,707,235
その他	132,917	資本金	1,185,707
投資その他の資産	458,145	資本剰余金	1,115,707
投資有価証券	142,224	利益剰余金	7,405,893
退職給付に係る資産	40,968	自己株式	△73
保険積立金	101,154	その他の包括利益累計額	605,332
繰延税金資産	113,611	その他有価証券評価差額金	46,685
その他	60,186	為替換算調整勘定	558,647
		純資産合計	10,312,567
資産合計	13,163,811	負債・純資産合計	13,163,811

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,438,263
売上原価		6,954,874
売上総利益		3,483,388
販売費及び一般管理費		2,699,814
営業利益		783,574
営業外収益		
受取利息	2,220	
受取配当金	2,116	
補助金収入	9,192	
その他	7,905	21,434
営業外費用		
支払利息	6,733	
為替差損	50,178	
貸倒引当金繰入額	△95	
支払手数料	1,000	
売上債権売却損	2,016	
その他	4,627	64,460
経常利益		740,548
特別利益		
固定資産売却益	3,996	3,996
特別損失		
固定資産除却損	2,063	2,063
税金等調整前当期純利益		742,481
法人税、住民税及び事業税	225,476	
法人税等調整額	△36,405	189,070
当期純利益		553,410
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		553,410

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,180,632	1,110,632	7,033,508	△73	9,324,700
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	5,075	5,075			10,150
剰 余 金 の 配 当			△181,026		△181,026
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			553,410		553,410
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	5,075	5,075	372,384	－	382,534
当 期 末 残 高	1,185,707	1,115,707	7,405,893	△73	9,707,235

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	31,400	259,831	291,231	9,615,932
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				10,150
剰 余 金 の 配 当				△181,026
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				553,410
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,285	298,815	314,100	314,100
連結会計年度中の 変動額合計	15,285	298,815	314,100	696,635
当 期 末 残 高	46,685	558,647	605,332	10,312,567

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称 OKM VALVE(M)SDN.BHD.、奥村閥門(江蘇)有限公司

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

会社名	決算日
OKM VALVE(M)SDN.BHD.	12月31日 ※
奥村閥門(江蘇)有限公司	12月31日 ※

※連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

イ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア.商品、製品、原材料、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

イ.貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

ア.建物（建物附属設備を除く）

定額法によっております。

イ.その他の有形固定資産

当社

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

連結子会社

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	3～45年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～5年
工具器具備品	2～20年

②無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、研究開発用のソフトウェアについては、研究開発の利用可能期間（3年）に基づく定額法により償却しております。

③リース資産

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

イ.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

主として債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

主として従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。

③製品保証引当金

当社が納入した製品及び商品の無償交換費用等の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②収益及び費用の計上基準

ア.企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは建築、発電、造船、各種プラント等、幅広い業界における流体配管に使用されるバタフライバルブを中心とした流体制御機器の製造、販売を行っております。

当社グループでは、主に商品又は製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。

イ.企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

(国内販売)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(輸出販売)

インコタームズで定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

1.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 (内、滞留年数に応じて規則的に帳簿価額を切下げた額)	125,567 (77,667)
商品及び製品	442,513
仕掛品	578,214
原材料及び貯蔵品	2,065,058

2.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

棚卸資産の評価は、棚卸資産に収益性の低下が生じたと判断した場合に正味売却価額で評価する方法及び正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については滞留年数に応じて定期的に帳簿価額を切下げる方法に基づいております。

正味売却価額で評価する方法は、期末日時点の正味売却価額を見積り、正味売却価額が棚卸資産の取得原価と比較して下落している場合に正味売却価額を棚卸資産評価額とするとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しております。正味売却価額は、見積販売価格から実績率に基づく見積追加費用を控除して算定し、見積販売価格は期末日前の販売実績の平均単価に基づいて算定しております。なお、原材料については、正味売却価額に代えて再調達原価に基づく処理をしております。

滞留年数に応じて定期的に帳簿価額を切下げる方法は、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞留在庫と判断し、長期滞留在庫の評価時点の取得原価に滞留年数に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価額を算出するとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は見積販売価格、見積追加費用、再調達原価及び滞留年数に応じて設定された減額率です。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

正味売却価額の見積りは不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

滞留年数に応じて設定された減額率は将来の需要や市場動向の予測、使用される原材料等の使用実績を勘案して仮定を設定しており、市場環境が予測より悪化する場合や原材料等の使用実績に著しい変化が生じた場合には、損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1.担保資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	482,158千円
土地	95,804千円
計	577,962千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	130,000千円
長期借入金	260,000千円
計	490,000千円

2.有形固定資産の減価償却累計額 3,339,328千円

3.当座貸越契約に係る借入金未実行残高

当座貸越極度額	2,400,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	2,300,000千円

4.電子記録債権割引高

電子記録債権割引高	632,124千円
-----------	-----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	4,525,700	12,500	－	4,538,200

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	181,026	40	2024年3月31日	2024年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	204,216	45	2025年3月31日	2025年6月11日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3.新株予約権等に関する事項

(単位：株)

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数			
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
第1回 新株予約権	普通株式	49,500	－	12,500	37,000
第2回 新株予約権	普通株式	12,000	－	－	12,000
合計		61,500	－	12,500	49,000

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第1回新株予約権の減少12,500株は、新株予約権者の権利行使によるものであります。

4.自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	48	－	－	48

金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式、満期保有目的の債券であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。なお、満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形、買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としています。一部の借入金については変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されています。

なお、デリバティブは為替リスク管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注） 3. を参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 （*）	時価（*）	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	30,000	27,876	△2,124
其他有価証券	110,754	110,754	—
(2) 長期借入金	(697,782)	(685,719)	△12,062
（1年以内返済予定のものを含む）			

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注） 1. 「現金」は現金であること、「預金」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

投資有価証券

これらの時価について、株式が取引所の価格によっております。

3. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,470

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3.金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	110,754	—	—	110,754
資産計	110,754	—	—	110,754

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 地方債	—	27,876	—	27,876
資産計	—	27,876	—	27,876
長期借入金（1年以内返済予定のものを含む）	—	685,719	—	685,719
負債計	—	685,719	—	685,719

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価値とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
市場区分別	
陸用	5,011,360
船用	5,426,903
顧客との契約から生じる収益	10,438,263
外部顧客への売上高	10,438,263

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

3.会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	1,350,627	1,526,350
電子記録債権	2,490,200	1,940,635
契約資産	503	458
契約負債	2,908	6,480

(注) 契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は2,908千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,272円42銭

1 株当たり当期純利益 122円20銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	6,951,166	流動負債	2,046,142
現金及び預金	1,127,108	買掛金	351,064
売掛金	1,299,303	電子記録債務	638,041
電子記録債権	1,940,635	短期借入金	100,000
商品及び製品	267,792	1年内返済予定の長期借入金	200,000
仕掛品	542,651	リース債務	3,231
原材料及び貯蔵品	1,579,152	未払金	244,308
前払費用	62,678	未払費用	116,286
未収消費税等	18,011	未払法人税等	79,453
未収入金	68,064	預り金	28,423
その他	49,317	賞与引当金	162,889
貸倒引当金	△3,550	製品保証引当金	122,444
固定資産	4,637,878	固定負債	464,270
有形固定資産	2,613,048	長期借入金	400,000
建物	1,569,341	リース債務	1,905
構築物	100,093	長期未払金	19,460
機械装置	233,512	その他	42,905
車両運搬具	1,154	負 債 合 計	2,510,413
工具器具備品	100,376		
土地	574,316		
リース資産	297		
建設仮勘定	33,956	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	28,396	株主資本	9,031,946
ソフトウェア	12,571	資本金	1,185,707
リース資産	4,389	資本剰余金	1,115,707
その他	11,434	資本準備金	1,115,707
投資その他の資産	1,996,434	利益剰余金	6,730,604
投資有価証券	142,224	利益準備金	45,320
関係会社株式	316,885	その他利益剰余金	6,685,284
関係会社出資金	768,335	特別償却準備金	59,201
長期貸付金	473,570	別途積立金	2,000,000
前払年金費用	40,968	繰越利益剰余金	4,626,082
繰延税金資産	95,803	自己株式	△73
その他	159,149	評価・換算差額等	46,685
貸倒引当金	△501	その他有価証券評価差額金	46,685
資 産 合 計	11,589,045	純 資 産 合 計	9,078,631
		負債・純資産合計	11,589,045

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,545,042
売上原価		6,808,469
売上総利益		2,736,572
販売費及び一般管理費		2,261,193
営業利益		475,379
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	87,026	
補助金収入	9,192	
その他	11,601	107,821
営業外費用		
支払利息	6,220	
為替差損	10,160	
支払手数料	1,000	
売上債権売却損	2,016	
支払保証料	1,101	
その他	4,406	24,906
経常利益		558,293
特別損失		
固定資産除却損	2,051	2,051
税引前当期純利益		556,242
法人税、住民税及び事業税	170,429	
法人税等調整額	△37,226	133,202
当期純利益		423,039

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,180,632	1,110,632	1,110,632
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行	5,075	5,075	5,075
剰 余 金 の 配 当			
特別償却準備金の取崩			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)			
事業年度中の変動額合計	5,075	5,075	5,075
当 期 末 残 高	1,185,707	1,115,707	1,115,707

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	45,320	86,284	2,000,000	4,356,986	6,488,591	△73	8,779,782
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行							10,150
剰 余 金 の 配 当				△181,026	△181,026		△181,026
特別償却準備金の取崩		△27,082		27,082	－		－
当 期 純 利 益				423,039	423,039		423,039
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	－	△27,082	－	269,096	242,013	－	252,163
当 期 末 残 高	45,320	59,201	2,000,000	4,626,082	6,730,604	△73	9,031,946

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	31,400	31,400	8,811,183
事業年度中の変動額			
新株の発行			10,150
剰余金の配当			△181,026
特別償却準備金の取崩			—
当期純利益			423,039
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	15,285	15,285	15,285
事業年度中の変動額合計	15,285	15,285	267,448
当期末残高	46,685	46,685	9,078,631

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

ア.市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ.市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品、製品、原材料、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①建物（建物附属設備を除く）

定額法によっております。

②その他の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50 年

構築物 3～45 年

機械装置 2～17 年

車両運搬具 2～5 年

工具器具備品 2～20 年

(2) 無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、研究開発用のソフトウェアについては、研究開発の利用可能期間（3年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込み額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

当社が納入した製品及び商品の無償交換費用等の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）により簡便法を採用しております。

4.収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社は建築、発電、造船、各種プラント等、幅広い業界における流体配管に使用されるバタフライバルブを中心とした流体制御機器の製造、販売を行っております。

当社では、主に商品又は製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

(国内販売)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(輸出版売)

インコタームズで定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

1.当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 (内、滞留年数に応じて規則的に帳簿価額を切下げた額)	71,639 (34,511)
商品及び製品	267,792
仕掛品	542,651
原材料及び貯蔵品	1,579,152

2.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記 棚卸資産の評価）」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	482,158千円
土地	95,804千円
計	577,962千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	100,000千円
1年以内返済長期借入金	130,000千円
長期借入金	260,000千円
計	490,000千円

2.有形固定資産の減価償却累計額 2,748,719千円

3.保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

奥村閥門（江蘇）有限公司	89,400千円
--------------	----------

4.電子記録債権割引高

電子記録債権割引高	632,124千円
-----------	-----------

5.当座貸越契約に係る借入金未実行残高

当座貸越極度額	2,400,000千円
---------	-------------

借入実行残高	100,000千円
--------	-----------

差引額	2,300,000千円
-----	-------------

6.関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	122,777千円
--------	-----------

長期金銭債権	473,570千円
--------	-----------

短期金銭債務	190,161千円
--------	-----------

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	70,162千円
-----	----------

仕入高	2,513,943千円
-----	-------------

販売費及び一般管理費	4,019千円
------------	---------

営業取引以外の取引高	92,406千円
------------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	48株
------	-----

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,452千円
資産除去債務	13,275千円
賞与引当金	49,355千円
製品保証引当金	37,100千円
未払役員退職慰労金	19,705千円
減損損失	54,458千円
その他	35,432千円
繰延税金資産小計	216,780千円
評価性引当額	△60,801千円
繰延税金資産合計	155,979千円

繰延税金負債

特別償却準備金	26,222千円
その他有価証券評価差額金	21,171千円
前払年金費用	12,782千円
繰延税金負債合計	60,176千円
繰延税金資産の純額	95,803千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	OKM VALVE(M)SDN.BHD.	直接100%	製品の販売、仕入、役員の兼任等	製品の仕入等	1,106,897	買掛金	126,872
子会社	奥村閥門(江蘇)有限公司	直接100%	製品の販売、仕入、資金の貸付、役員の兼任等	製品の仕入等	1,407,045	買掛金	62,802
				資金の貸付	—	1年以内返済長期貸付金	41,180
						長期貸付金	473,570

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、毎期価格交渉の上決定しております。
2. 貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,000円51銭

1 株当たり当期純利益 93円42銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社オーケーエム

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 戸 康 嗣
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーケーエムの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーケーエム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社オーケーエム

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 戸 康 嗣
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーケーエムの2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社オーケーエム 監査等委員会

常勤監査等委員 谷 口 登 ㊞

監 査 等 委 員 西 村 猛 ㊞

監 査 等 委 員 杉 野 博 昭 ㊞

(注) 監査等委員、西村猛及び杉野博昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上